

10月・11月は 差し押さえ強化月間

市では、市税や国民健康保険税の累積滞納額を解消するため、10月と11月の2か月間を「差し押さえ強化月間」として滞納整理を強化していきます。

今回は、市における滞納の現状と滞納整理の仕組みや取り組みについてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎1132
特別滞納整理係 ☎1136

滞納の現況

市では累積滞納額の圧縮のため、平成18年度に税務課内に「特別滞納整理係」を設置し、預貯金などの差し押さえや不動産公売の実施など、滞納整理を強化してきました。その結果、平成17年度には71・6%まで落ち込んだ市税の徴収率は平成21年度に81・8%まで回復しました。（別表）

しかしながら、三重県下の徴収率平均値にはまだまだ及ばず、依然として県下14市の中では低位にあります。

市では、納期限を過ぎても市税等を納付していないかたに、督促状や催告書などで納付をお願いしています。それでも納付がないかたには、差し押さへの執行や「三重地方税管理回収機構」・「個人住民税特別滞納整理班」といった地方税徴収の専門機関に案件を移管しています。

今後も、納期限内に納付されているかたとの税負担の公平性を保ち、福祉・教育・医療・環境など市民サービスの提供の財源となる市税等の収入確保のために、さらに徴収を強化していく必要があります。

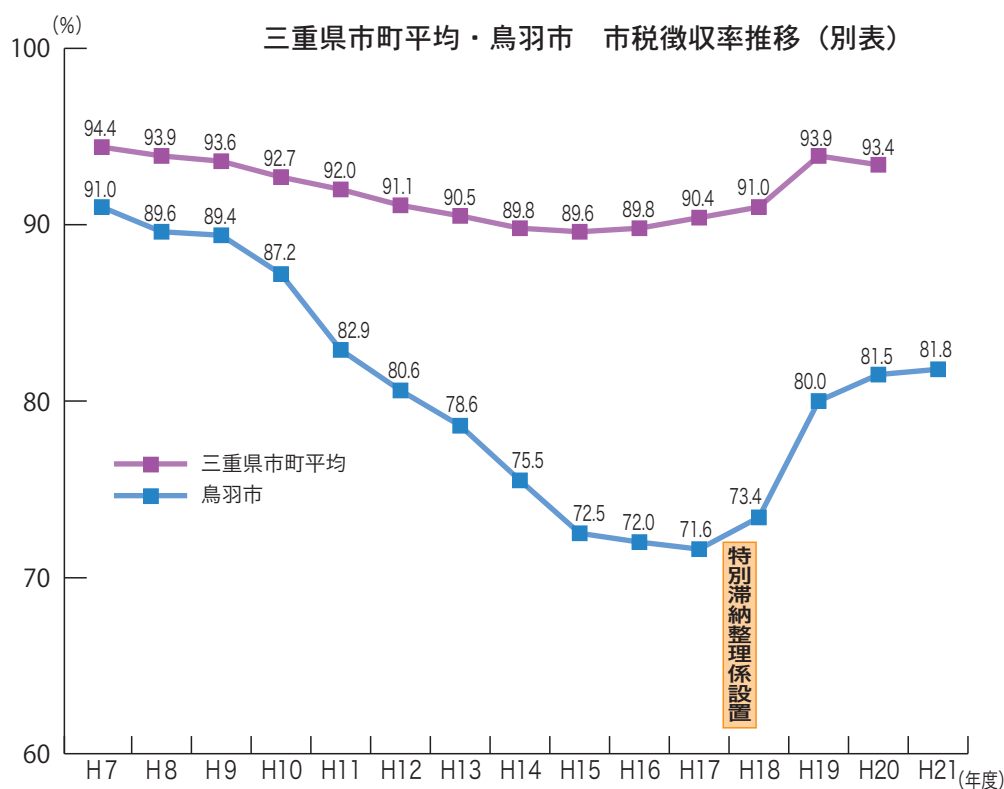
差し押さえ強化月間の取り組み

今年度も、10月・11月を「差し押さえ強化月間」として取り組みます。

具体的には、督促状や催告書などで納付をお願いしても納付がないかたに対して、金

融機関などへの財産調査（預貯金など）、勤務先への給与照会、取引先などへの売掛金などの調査を行い、差し押さえを集中的に実施するものです。昨年度も同様の取り組みを行い、差し押さえ97件、換価（取り立て）額332万円を市税等へ充当しました。

三重県市町平均・鳥羽市 市税徴収率推移（別表）



滞納した場合は、次のような処分を受ける場合があります

課税 所得や資産に応じて計算され課税されます。

↓ 納税通知書発送

納期限内納付をお願いしています

↓ 納期限内に納付されなかった場合

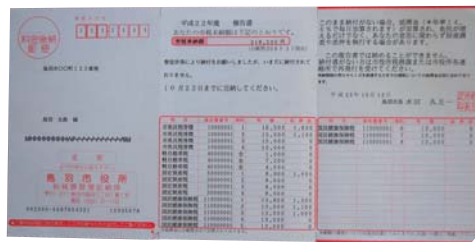
滞納 納期限を過ぎると、納期限後の日数に応じて延滞金が課せられます。(※)

督促 納期限後、一定期間内に督促状を送付します。



財産調査 滞納者が所有する財産を、官公署・金融機関・勤務先などで調査します。

警告書などの催告



財産差し押さえ 不動産、預貯金、給与、売掛金、自動車などの財産を差し押さえます。

※滞納した税について、法律は「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない」と定めています。

公売・換価(取り立て) 差し押さえた財産の公売、預貯金・給与などの債権の換価(取り立て)を行います。

滞納市税等への充当



※ 延滞金

延滞金とは、市税や国民健康保険税が納期限までに完納されない場合に、納期限後の日数に応じて課せられるものです。これは、納期限内にきちんと納付されたかたとの公平性を保つためのものです。

延滞金の金額は、原則として、本税の納期限の翌日から起算して本税を完納する日までの期間の日数に応じて、その未納の本税額に年14.6%（ただし、一定の期間については、年4.5%）の割合を乗じて計算した金額です。

年14.6%は日歩4銭で、1万円滞納すると1日4円、10万円滞納すると1日40円、100万円滞納の場合には1日400円の延滞金が加算されます。仮に10万円滞納し1年間経過すると14,600円の延滞金が課せられることとなります。

放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付したりすることができます。何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなります。

平日の業務時間（午前8時30分～午後5時15分）はもちろん、第2・4木曜日は夜間まで時間を延長して（午前8時30分～午後7時30分）、担当職員が事情をお聞きし、それぞれに応じて法律の範囲内で納税計画を立てるなど、負担が大きくなるよう相談をお受けしています。

放置しないで、早めに相談してください。